

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○原子力委員会設置法（昭和三十年十二月十九日法律第百八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 所掌事務及び組織 （所掌事務）</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>三 原子力利用に関する資料の収集及び調査に関すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく</p>	<p>第二章 所掌事務及び組織 （所掌事務）</p> <p>第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。</p> <p>四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。</p> <p>五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。</p> <p>六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する</p>

命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務
その他原子力利用に関する重要事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、非常勤とすることができる。

(会議)

第八条 (略)

2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

重要事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

(会議)

第八条 (略)

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。